

蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る市民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化の進展、人口減少等に対応するための施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめた蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定(以下「総合戦略の策定」という。)について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る市民懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市政について優れた識見を持つ者

(2) 公募による市民(市内に在勤するものを含む。)

2 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、総務部政策企画室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、総合戦略の策定が終了した日にその効力を失う。

附 則 (平成27年6月23日要綱第40号)

この要綱は、公布の日から施行する。